

件名	「三ない運動」について
受付日	令和3年9月17日
ご意見・ご提案の概要	<p>岐阜県には高校生の原付免許取得を禁止する三ない運動があるが、なぜ高校生の原付免許取得を禁止しているのか。保護者の同意を得たうえで学校に届け出て、任意保険への加入や安全運転講習会への参加といった条件面を義務化すれば、バイクの通学の有無に関係なく取得できるのではないか。</p>
県の考え方	<p>岐阜県では、県高等学校PTA連合会と連携して「三ない運動」に取り組んでいますが、すべての高等学校で、公共の交通機関の状況や通学距離についてなど、特別な事情があると学校長が認めた場合は、二輪車での通学は許可できることとしております。</p> <p>今後、関係機関とも連携し、高校生に対するより効果的な交通安全教育を検討していく予定です。</p>
担当課	教育委員会 学校安全課